

議案第75号

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事故発生日時 令和2年9月29日 午前11時30分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市板橋788番地2
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 市職員が公用車を運転中、信号待ちの際、前方との車間距離を詰めるため発進したところ、誤って相手方の車両に追突してしまい、車両を損傷させ、けがを負わせた。
- 5 損害賠償額 1,345,211円
- 6 市の過失割合 100%

令和3年11月24日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

損害賠償の額を決定し和解したいので、議会の議決を求めるものです。